

愛西市

---

第3期特定健康診査等実施計画  
(案)

---

— 2018年度～2023年度 —

2018年3月

愛西市



---

第1章	計画の趣旨	3
1	計画の背景及び目的	3
2	特定健康診査、特定保健指導の定義	4
(1)	特定健康診査の定義	4
(2)	特定保健指導の定義	4
3	計画の目標値	4
4	計画の位置付けと計画期間	4
第2章	愛西市の現状	7
1	人口及び国民健康保険被保険者数の状況	7
2	国民健康保険医療費の分析	8
3	特定健康診査・特定保健指導の実績	9
4	第2期計画の達成状況	10
第3章	特定健診・特定保健指導の実施	13
1	特定健診・特定保健指導実施の基本的な考え方	13
2	目標値（2018年度から2023年度の各目標値）	13
3	特定健診の実施方法	14
(1)	対象者	14
(2)	実施方法、実施時期及び実施場所	14
(3)	健康診査の項目	15
(4)	自己負担金	16
(5)	外部への委託	16
(6)	案内や周知の方法	17
(7)	他健診（検診）との連携	18
(8)	愛西市国保の特定健診受診券を利用されず、職場や自費で健康診査、人間ドック等を受診された場合	18
4	特定保健指導の実施方法	19
(1)	対象者	19
(2)	実施方法	20
(3)	実施時期	20

---

(4) 実施場所 .....	20
(5) 自己負担金 .....	21
(6) 外部への委託.....	21
(7) 案内や周知の方法.....	21
5 代行機関.....	22
6 年間スケジュール .....	22
第4章 個人情報保護.....	25
1 特定健康診査および特定保健指導データの保存方法や保 管体制.....	25
2 データの保存期間 .....	25
3 個人情報の保護対策 .....	25
第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知.....	29
1 公表および周知 .....	29
2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法.....	29
第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し.....	33
1 実施計画の評価 .....	33
2 実施計画見直しに関する考え方 .....	33

# 第1章

## 計画の趣旨

---



# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画の背景及び目的

国は、平成18年の医療制度改革において医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条において特定健康診査・特定保健指導実施計画を定めるものとし、その実施を義務付ける特定健康診査と特定保健指導の仕組みを導入し、平成20年度以降実施してきました。この特定健康診査・特定保健指導は、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健診・保健指導を行うことにその特色があります。内臓脂肪の蓄積が生活習慣病発症に大きく関与していることが近年明らかになっていることから、内臓脂肪を蓄積している人に対して運動や食事等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることにより、生活習慣病の予防を行うことができるという考えのもとで実施されてきました。しかし、制度施行から4年が経過したところで、特定健康診査・特定保健指導の実施率は、それぞれの国の目標（平成29年度目標：特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率60%）とは、まだまだ開きがある状況です。現在、わが国における死亡や要介護状態等の主な原因の一つでもある生活習慣病の予防を進めるためには、国民運動としての健康づくりの気運の高まりや、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上が必要とされるため、今後の取組についての検討が必要です。本市の今後の方向性として、特定健康診査・特定保健指導については、第3期特定健康診査等実施計画の期間において、現状の枠組みを維持しつつ、国及び保険者において、その実施率向上に向けて取り組んでいきます。なお、第1期及び第2期計画は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期計画からは6年を一期として策定することになります。

＜高齢者の医療の確保に関する法律＞

（特定健康診査等実施計画）

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 2 特定健康診査、特定保健指導の定義

### (1) 特定健康診査の定義

医療保険の40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に実施する、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を「特定健康診査」といいます。

### (2) 特定保健指導の定義

医療保険者が、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある人に対し、毎年度、計画的に実施する「動機付け支援」、「積極的支援」を「特定保健指導」といいます。

## 3 計画の目標値

本計画を推進することにより、2023年度において、平成20年度と比較した特定保健指導対象者を25%以上減少させることを目標とします。

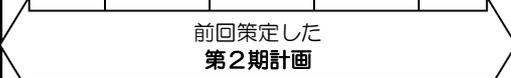
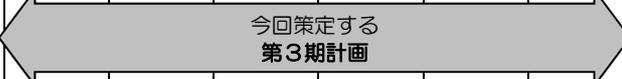
また、この目標を達成するために、特定健診実施率、特定保健指導実施率について、それぞれ目標値を設定します。

## 4 計画の位置付けと計画期間

本計画は、国の「基本指針」に基づき、愛西市国民健康保険の保険者である本市が策定する計画であり、県医療費適正化計画や、本市における上位計画「第2次愛西市総合計画」をはじめ、「第2次愛西市健康日本21計画」や「第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画」等と十分な整合性を図るものとしします。

また、本計画の期間については、第1期計画及び第2期計画は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期計画からは6年を一期として策定することになります。

表1 計画期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
 前回策定した 第2期計画										
				見直し	 今回策定する 第3期計画					

# 第2章

## 愛西市の現状

---

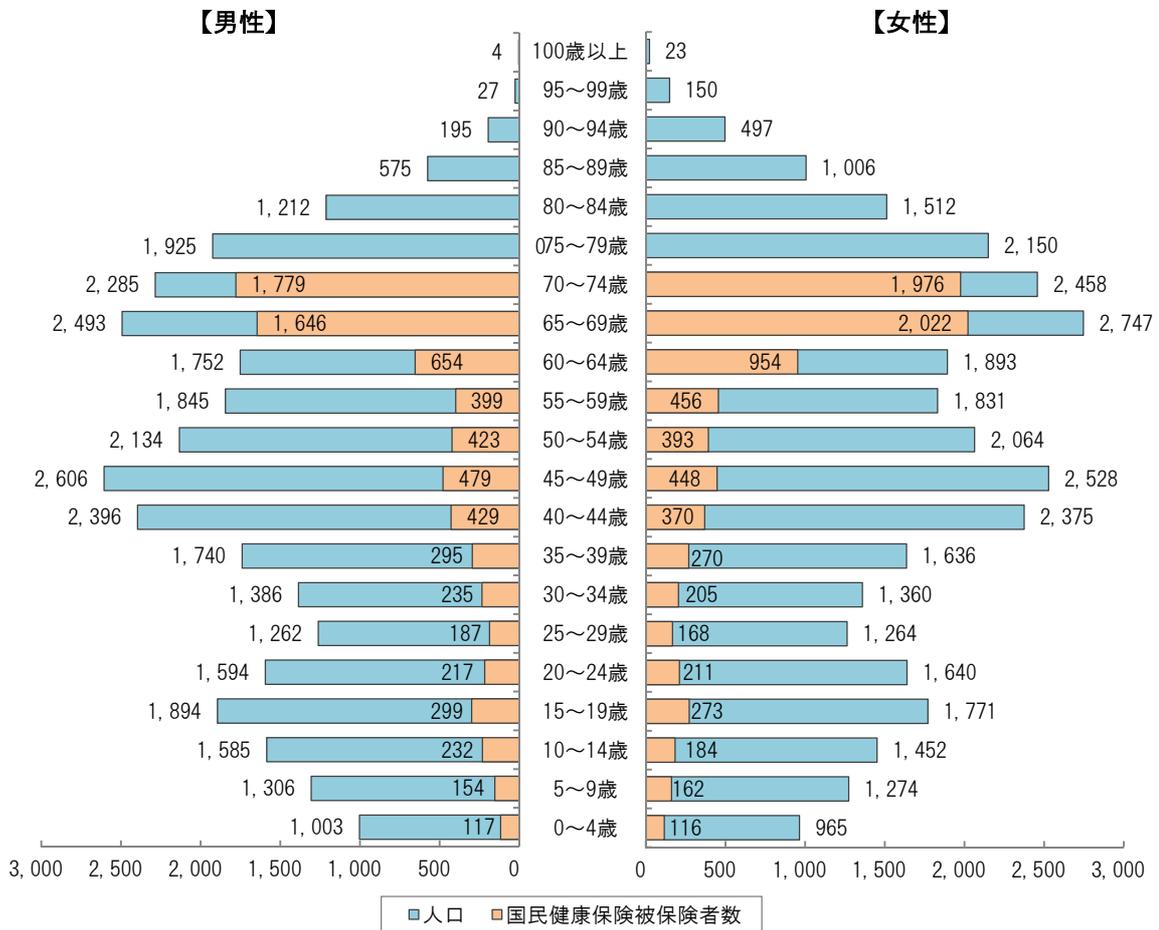


## 第2章 愛西市の現状

### 1 人口及び国民健康保険被保険者数の状況

平成29年10月1日の本市の人口は63,815人（男性：31,219人、女性：32,596人）です。このうち、愛西市国保の被保険者数は15,753人（男性：7,545人、女性：8,208人）で、人口に占める加入者の割合は24.7%です。

図1 年齢階級別人口及び国保被保険者数の状況

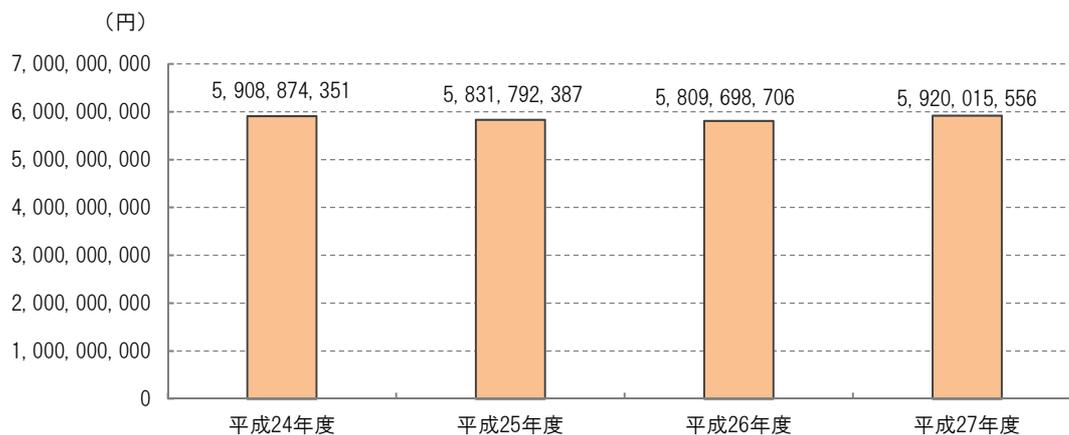


資料：住民基本台帳  
保険年金課調べ

## 2 国民健康保険医療費の分析

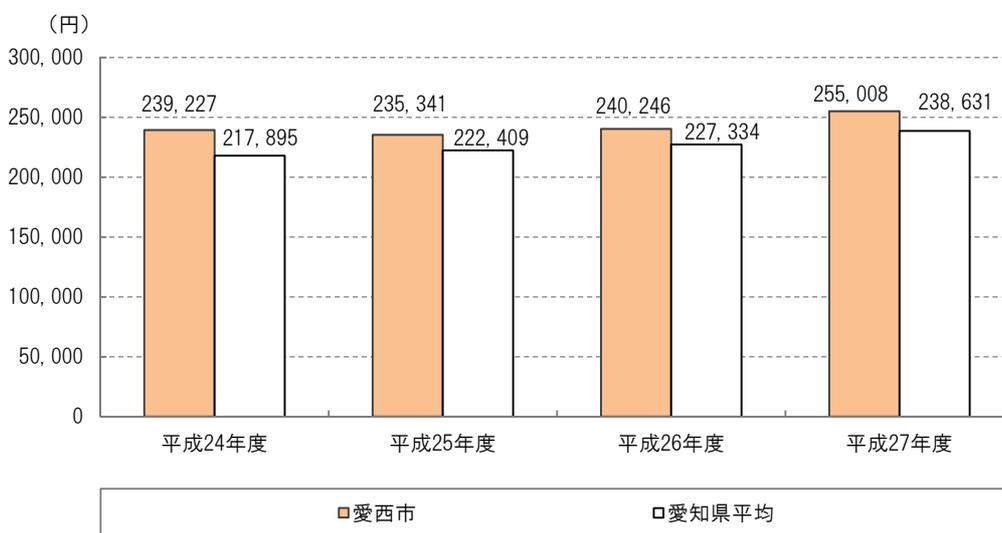
医療費総額は年度により増減はありますが、1人当たり医療費の年度別推移をみると、本市は平成25年度以降、年々増加しています。また、すべての年度で本市は県平均を上回っています。

図2 医療費総額の推移



資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

図3 1人当たり医療費（年額）の推移



資料：国民健康保険の実態

### 3 特定健康診査・特定保健指導の実績

特定健康診査の受診率の推移をみると、42～43%台で推移しており、平成28年度は42.4%となっています。

特定保健指導終了率の推移をみると、平成26年度に「動機付け支援」「積極的支援」ともに一旦下がりましたが、その後は上がっています。

表2 年度別特定健康診査・特定保健指導の実施結果

	特定健康診査			特定保健指導									
				動機付け支援					積極的支援				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)
平成 24年度	13,490	5,588	41.4	500	67	13.4	63	12.6	172	4	2.3	4	2.3
平成 25年度	13,436	5,761	42.9	465	83	17.8	83	17.8	185	7	3.8	7	3.8
平成 26年度	13,108	5,697	43.5	469	62	13.2	47	10.0	160	14	8.8	3	1.9
平成 27年度	12,541	5,382	42.9	479	79	16.5	78	16.3	150	16	10.7	20	13.3
平成 28年度	11,851	5,026	42.4	356	79	22.2	77	21.6	107	18	16.8	17	15.9

資料：法定報告

表3 年齢別特定健康診査・特定保健指導の実施結果（平成28年度）

	特定健康診査			特定保健指導									
				動機付け支援					積極的支援				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)
40～ 44歳	758	139	18.3	7	3	42.9	3	42.9	16	3	18.8	3	18.8
45～ 49歳	824	180	21.8	16	2	12.5	2	12.5	14	1	7.1	1	7.1
50～ 54歳	739	199	26.9	19	4	21.1	4	21.1	20	1	5.0	1	5.0
55～ 59歳	795	247	31.1	18	2	11.1	2	11.1	21	2	9.5	2	9.5
60～ 64歳	1,549	600	38.7	26	6	23.1	6	23.1	36	11	30.6	10	27.8
65～ 69歳	3,676	1,718	46.7	140	36	25.7	37	26.4					
70～ 74歳	3,510	1,943	55.4	130	26	20.0	23	17.7					
合計	11,851	5,026	42.4	356	79	22.2	77	21.6	107	18	16.8	17	15.9

資料：法定報告

## 4 第2期計画の達成状況

第2期計画では、平成28年度までに特定健康診査の受診率を57%、特定保健指導実施率を50%の目標としていました。達成状況は以下のとおりです。

表4 第2期計画の目標値と達成状況

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定健康診査 法定受診率	対象者数 (法定報告)	13,436人	13,108人	12,541人	11,851人
	受診者数 (法定報告)	5,761人	5,697人	5,382人	5,026人
	目標	45%	49%	53%	57%
	受診率	42.9%	43.5%	42.9%	42.4%
特定保健指導 法定実施率	対象者数 (法定報告)	動機付 465人 積極的 185人	動機付 469人 積極的 160人	動機付 479人 積極的 150人	動機付 356人 積極的 107人
	実施者数 (法定報告)	動機付 83人 積極的 7人	動機付 47人 積極的 3人	動機付 78人 積極的 20人	動機付 77人 積極的 17人
	目標	20%	30%	40%	50%
	実施率	13.8%	7.9%	15.6%	20.3%
メタボリック シンドローム 該当者・予備 群の減少率	減少率	—————→			平成20年度比 1.01%

資料：法定報告

# 第3章

特定健診・特定保健指導の実施

---



## 第3章 特定健診・特定保健指導の実施

### 1 特定健診・特定保健指導実施の基本的な考え方

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特にメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、的確に抽出するために実施するものです。

特定保健指導は、対象者自らの特定健診の結果を理解して体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、それを実践できるように支援することにより、生活習慣病を予防することを目的に実施するものです。

### 2 目標値（2018年度から2023年度の各目標値）

特定健康診査の受診率は、平成28年度で42.4%となっています。そのため、2023年度の目標値については、国の目標値である60%を達成できるよう設定します。

特定保健指導の実施率は、平成28年度で20.3%となっています。そのため、第3期計画では、指導の内容やPRの方法を一層充実させ、多くの参加者を見込めるように取り組んでいきます。

また、国は特定保健指導の対象者を2023年度までに、平成20年度比で25%減少することを目標とします。

表5 各年度における目標値

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
特定健康診査	受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
	対象者数 (推計)	12,194人	11,953人	11,792人	11,694人	11,252人	10,807人
	受診者数 (推計)	5,487人	5,738人	6,014人	6,315人	6,414人	6,484人
特定保健指導	実施率	30%	36%	42%	48%	54%	60%
	対象者数 (推計)	505人	529人	554人	582人	591人	597人
	実施者数 (推計)	152人	190人	233人	279人	319人	358人
特定保健指導対象者の 減少率	→					平成20年度比 25%以上	

### 3 特定健診の実施方法

#### (1) 対象者

対象者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）第 1 条に基づき、実施年度 4 月 1 日現在、愛西市国保の加入者で、当該年度に 40～75 歳になる（受診日において 75 歳到達前）者のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者としてします。

なお、実施年度 4 月 2 日以降の加入者であっても当該年度健康診査の受診機会がなければ受診できるものとしてします。

#### (2) 実施方法、実施時期及び実施場所

本市の地域性、対象者の利便性等を考慮し、医療機関で受診する「個別健診」と市内公共施設等を会場として受診する「集団健診」の二方式で実施します。実施時期については、前年度までの受診状況をみながら年度ごとに見直しを行います。

表 6 実施形態

実施方法	実施時期	実施場所
個別健康診査	6～9月	愛西市、津島市、弥富市、あま市及び海部郡内の医療機関
集団健康診査	市が指定する日時	愛西市内の公共施設等

## (3) 健康診査の項目

表7 基本的な健診の項目

項目	内容
既往症の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者、もしくはBMIが22未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないと認める時は省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
血圧の測定	
肝機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)
血中脂質検査	中性脂肪 HDLコレステロール LDLコレステロール
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無
腎機能検査※	血清クレアチニン 尿素窒素
痛風検査	尿酸
貧血検査※	赤血球数 血色素量 ヘマトクリット値
心電図検査※	12誘導心電図

※腎機能検査、貧血検査、心電図検査については、次に示す詳細健診に該当する場合は詳細健診として実施。

表8 詳細な健診の項目（医師の判断により追加する項目）

項目	備考
貧血検査 （赤血球数、血色素量及び ヘマトクリット値）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
血清クレアチニン検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイに掲げる項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者 ア【血圧】収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上 イ【血糖】空腹時血糖値が100mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが5.6%（NGSP値）以上又は随時血糖値が100mg/dl以上
心電図検査 （12誘導心電図）	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者（当該年度の特定健康診査の結果等において、当該アに掲げる基準に該当せず、かつ、当該イの項目の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、当該イの項目について、当該イに掲げる基準に該当した者） ア【血圧】収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上 イ【血糖】空腹時血糖値が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上

#### （４）自己負担金

自己負担金は特定健康診査受診券に記載します。

#### （５）外部への委託

被保険者の利便性を考慮して、身近な健診場所での受診が可能となるように個別健康診査は海部医師会及び津島市医師会へ、集団健康診査は健診機関等へ委託します。外部委託の選定にあたっては、実施基準に基づき、厚生労働大臣が告示で定める外部委託基準（平成20年1月17日厚生労働省告示第11号。以下「外部委託基準」という。）に即して行います。

(6) 案内や周知の方法

① 案内方法

特定健康診査受診券及び受診案内等を対象者に送付します。受診時には健康診査受診券の提出と保険証の提示が必要です。

また受診内容について広報及びホームページ等に掲載し、対象者に広く周知を図ります。

図4 特定健康診査受診券の様式

健康診査受診券 (国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者用)		A面																													
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>受診券有効期限: 平成 <input type="text"/>年 <input type="text"/>月 <input type="text"/>日</p> <p>受診券整理番号: <input type="text"/></p> <p>保険者番号: <input type="text"/></p> <p>被保険者証番号: <input type="text"/></p> <p>生年月日: <input type="text"/>年 <input type="text"/>月 <input type="text"/>日 明大昭</p> <p>カナ氏名: <input type="text"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/></p> <p>電話番号: <input type="text"/></p> <p>郵便番号: <input type="text"/></p> <p>住所: <input style="width: 100%;" type="text"/></p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> </div>																															
<p>眼底検査候補者判定欄 <input type="checkbox"/></p>		<p>支払代行機関番号: <input type="text"/></p>																													
医療機関用	<p>受診日: 平成 <input type="text"/>年 <input type="text"/>月 <input type="text"/>日 医療機関名称: (ゴム印でも構いません)</p> <p>医療機関番号: <input type="text"/></p> <p>判定医師名: (カタカナ) <input type="text"/></p> <p>区分: <input type="checkbox"/> 特定健診 <input type="checkbox"/> 後期高齢者</p> <p><input type="checkbox"/> 尿酸 <input type="checkbox"/> クレアチニン <input type="checkbox"/> 尿素窒素</p> <p><input type="checkbox"/> 貧血</p>																														
	<p>シール添付欄:</p> <p>=血液分析センターへのお願い=</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診項目7項目をご確認ください</li> <li>・検査機関番号をご記入ください</li> <li>・血液処理番号をご記入ください</li> </ul>																														
	<p>検査機関番号: <input type="text"/></p> <p>血液処理番号: <input type="text"/></p>																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">基本健診</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 負担なし</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 自己負担額</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 定率負担</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 保険者負担上限額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="text"/>円</td> <td><input type="text"/>%</td> <td><input type="text"/>円</td> </tr> <tr> <td>詳細健診</td> <td><input type="checkbox"/> 負担なし</td> <td><input type="checkbox"/> 自己負担額</td> <td><input type="checkbox"/> 定率負担</td> <td><input type="checkbox"/> 保険者負担上限額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="text"/>円</td> <td><input type="text"/>%</td> <td><input type="text"/>円</td> </tr> <tr> <td>追加健診</td> <td><input type="checkbox"/> 負担なし</td> <td><input type="checkbox"/> 自己負担額</td> <td><input type="checkbox"/> 定率負担</td> <td><input type="checkbox"/> 保険者負担上限額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="text"/>円</td> <td><input type="text"/>%</td> <td><input type="text"/>円</td> </tr> </table>		基本健診	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 自己負担額	<input type="checkbox"/> 定率負担	<input type="checkbox"/> 保険者負担上限額			<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 円	詳細健診	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 自己負担額	<input type="checkbox"/> 定率負担	<input type="checkbox"/> 保険者負担上限額			<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 円	追加健診	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 自己負担額	<input type="checkbox"/> 定率負担	<input type="checkbox"/> 保険者負担上限額			<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %
基本健診	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 自己負担額	<input type="checkbox"/> 定率負担	<input type="checkbox"/> 保険者負担上限額																											
		<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 円																											
詳細健診	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 自己負担額	<input type="checkbox"/> 定率負担	<input type="checkbox"/> 保険者負担上限額																											
		<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 円																											
追加健診	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 自己負担額	<input type="checkbox"/> 定率負担	<input type="checkbox"/> 保険者負担上限額																											
		<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 円																											
窓口負担	This content is already covered in the previous row's table																														

## ② 結果及び情報提供

健診結果は、個別健康診査は受診した医療機関を通じて、集団健康診査は委託健診機関又は本市より通知します。結果には、「メタボリックシンドローム判定」を明示するとともに、治療の必要性がある場合には、受診を促す記載をします。また、結果通知後、受診の必要があるにもかかわらず医療機関受診に結びつかないような場合には、受診勧奨のための通知や訪問指導を実施します。

なお、健診受診者には情報提供用のリーフレットを渡します。

## (7) 他健診（検診）との連携

愛知県後期高齢者医療健康診査事業実施要綱に基づき実施する後期高齢者医療健康診査や、健康増進法に基づくがん検診等については、関係各課及び関係機関との連携を図りながら、受診者の利便性を考慮した実施体制の整備に努めます。

## (8) 愛西市国保の特定健診受診券を利用されず、職場や自費で健康診査、人間ドック等を受診された場合

健診結果を提供していただくようご本人に促したり、提供を受けられる体制を整備します。

## 4 特定保健指導の実施方法

### (1) 対象者

特定保健指導の対象者は、年齢やリスク種別等による重点化はせず、階層化により抽出された対象者全員とします。内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、動機付け支援・積極的支援のレベル別に対象者を選定します。

ただし、糖尿病、高血圧及び脂質異常症等の生活習慣病を治療中の者や健診結果において医療による治療が必要と判断される場合は対象としません。

表9 特定保健指導対象者（階層化）

腹囲・BMI	追加リスク*		④喫煙歴	対象者（支援レベル）	
	①血糖	②脂質 ③血圧		40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当		—	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当		あり		
			なし		
腹囲は上記未満で BMI 25以上	3つ該当		—	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当		あり		
			なし		
	1つ該当		—		

※追加リスク ①血糖 空腹時血糖100mg/dl以上又はヘモグロビンA1c5.6%以上  
 ②脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満  
 ③血圧 収縮期血圧130mmHg以上又は拡張期血圧85mmHg以上  
 ④喫煙歴の〔—〕欄は、判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する

## (2) 実施方法

表 10 実施方法

支援レベル	支援期間	支援形態	支援内容
動機付け支援	初回面接から 6か月間	<p>【初回支援】 グループ支援又は個別支援（初回面接） 【3か月以降の評価】 電話・手紙・面接等による支援</p>	<p>対象者本人が自分の生活習慣の改善点及び伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができるよう支援します。</p>
積極的支援		<p>【初回支援】 グループ支援又は個別支援（初回面接） 【初回から3か月以上の支援】 電話・手紙・面接等による3か月以上の継続支援 【3か月以降の評価】 電話・手紙・面接等による支援</p> <p>※2年連続して積極的支援に該当した場合、2年目の状態が1年目より改善していれば、2年目は動機付け支援相当の支援でも可能です。従前どおり積極的支援を実施するか、動機付け支援相当の支援を実施するかは対象者に応じて判断します。</p> <p>【対象者の条件】 ①前年度に積極的支援を終了している ②当該年度の特健診の結果が前年度の特健診の結果に比べて以下に該当する</p> <p>BMK30 腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している BMI≥30 腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している</p>	<p>動機付け支援の形態に継続的な支援を加えることで、対象者が目標達成に向けた実践に積極的に取り組めるよう支援します。</p>

## (3) 実施時期

特定健康診査終了後、期日までに初回面接を終了するものとします。3か月以降の評価は翌年度9月までに終了するものとします。

## (4) 実施場所

特定保健指導実施機関や本市が指定する公共施設等で実施します。

(5) 自己負担金

自己負担金は、特定保健指導の利用案内に記載します。

(6) 外部への委託

海部医師会及び津島市医師会に委託するほか、健康推進課への委託委任、アウトソーシングを行います。委託先の選定にあたっては、実施基準に基づき、外部委託基準に即して行います。

(7) 案内や周知の方法

特定保健指導対象者に、特定保健指導利用案内を送付します。また、広報及びホームページ等にも掲載して保健指導の必要性について周知を図るほか、必要に応じて再通知や訪問指導等により実施率の向上に努めます。

図5 特定保健指導利用券

**特定保健指導利用券**

年 月 日 交付

利用券整理番号	
受診券整理番号	
被保険者証記号番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	

<b>有効期限</b>	年 月 日
<b>特定保健指導区分</b>	動機付け支援
<b>窓口での自己負担</b>	なし
<b>保険者所在地</b>	愛西市稲葉町米野308番地
<b>電 話</b>	0567-26-8111
<b>保険者番号</b>	0   0   2   3   0   3   1   8
<b>名 称</b>	愛 西 市 (公印省略)

<b>支払代行機関番号</b>	92399021
<b>支 払 代 行 機 関</b>	愛知県国民健康保険団体連合会

## 5 代行機関

実施機関から送信されたデータの点検、管理及び分析や、特定健康診査等の費用決済については、愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を代行機関とします。

## 6 年間スケジュール

表 11 年間スケジュール

区 分	健診の周知・案内	特定健康診査の実施	特定保健指導の実施
4月	受診券・案内通知 一斉発送		
5月	途中加入者向け 受診券追加発行		
6月		特定健康診査の実施 個別 集団	
7月			保健指導対象者の選定 特定保健指導の開始
8月			
9月	受診勧奨 (通知・電話・訪問)		
10月			
11月			
12月		※集団：実施時期変動あり	
1月			
2月			
3月	次年度新規対象者 (40歳) へ健診案内の送付		
次年度 4~9月			

※利用案内は健診結果が把握でき次第通知

※ホームページによる周知（年間）  
広報による周知（年2~3回）

# 第4章

## 個人情報保護



## 第4章 個人情報の保護

### 1 特定健康診査および特定保健指導データの保存方法や保管体制

支払い代行機関である国保連合会の健康診査等データシステムと、抽出データを取り込んだ本市の健康管理システムより、データの運用を行います。健康管理システムのデータは、愛西市情報セキュリティポリシーに基づき、管理者によって管理します。

### 2 データの保存期間

特定健康診査及び特定保健指導のデータ保存期間は、当該データ作成の翌年度から5年間とします。ただし、個人または集団の経年変化を分析することなども踏まえ、可能な限り長期保存できる手段を今後検討します。

### 3 個人情報の保護対策

特定健康診査及び特定保健指導の記録の取り扱いにあたっては、個人情報の保護の観点から、「愛西市個人情報保護条例」に則り、厳正な管理を行います

個人情報の保護に関する法律、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等に定める、データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督等の義務について周知徹底を図ります。



# 第5章

特定健康診査等実施計画の公表・周知

---



## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

### 1 公表および周知

この計画については、広報およびホームページ等に掲載することにより公表及び周知を図ります。

### 2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

特定健康診査等の趣旨について、対象者及び関係者への周知を図り、積極的な取り組みを推進します。普及啓発の方法として、広報、ホームページ及びその他関係機関等の広報媒体、ポスター等を利用します。



# 第6章

特定健康診査等実施計画の評価・見直し

---



## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

### 1 実施計画の評価

特定健康診査等の実施および成果に係る目標の達成状況については、毎年評価をします。特定保健指導減少率については、第3期最終年度（2023年度）に評価します。評価については、愛西市国民健康保険運営協議会の場において報告します。

### 2 実施計画見直しに関する考え方

本計画は、2018年度から2023年度までの6年間の計画とします。ただし、実施計画をより実効性の高いものとするために、6年以内であっても必要に応じて見直すこととします。

## 愛西市 第3期特定健康診査等実施計画

---

発行日 平成30年3月  
発行者 愛西市 健康福祉部 保険年金課  
住 所 〒496-8555  
愛知県愛西市稲葉町米野308番地  
TEL (0567) 26-8111 (代表)